

2024 年度 大阪府訪問看護実態調査

回答期間：2024 年 9 月 5 日～2024 年 9 月 26 日

(WEB による回答をお願いします)

実態調査実施要領	1 ページ
WEB 回答の手引き	2～3 ページ
実態調査票	4～14 ページ
実習生受け入れ・新卒訪問看護師採用 に関する意向調査票	15 ページ

訪問看護ステーション現状把握の大切な調査です。
ご協力いただけますようお願いいたします。

大阪府健康医療部保健医療室 保健医療企画課在宅医療推進グループ
調査実施（委託）：一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

《お問合せ》 ★お問合せ時は、「大阪府訪問看護実態調査について」とお伝えください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

ホームページ <http://daihoukan.or.jp/>

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

大阪府訪問看護実態調査 2024 実施要領

— 必ずお読みください（共通事項） —

留意事項1 回答方法について

1. 回答はWEBでお願いいたします

- ◆インターネット使用可能なコンピューターからお願いします。タブレット端末による入力も可能です。
- ◆途中保存は出来ませんので、入力前の準備として調査用紙（調査票4～14ページ）に回答内容を直接筆記具等でご記入いただいた後、下記フォームよりご入力いただくことをお勧めします。
- ◆詳しくは、2ページの「WEB回答の手引き」をご参照ください。

大阪府訪問看護ステーション協会 ホームページにアクセス

≪ コンピューターからの場合（推奨） ≫

トップページ「重要なお知らせ」より

- ⇒ [「2024年度大阪府訪問看護実態調査ご協力のお願い」](#)
- ⇒ [「2024年度大阪府訪問看護実態調査のページ」](#)
- ⇒ [「実態調査WEB回答 入力フォーム」](#)から



≪ タブレット端末からの場合 ≫

右の2次元コードを読み取り、
直接入力フォームにジャンプすることも可能です。

※当協会ホームページではなく、直接専用入力フォームのページが表示されます。



実態調査専用
入力フォーム
(フォームランサイト)

留意事項2 事業所名と調査用事業所番号について

訪問看護ステーションにはそれぞれ、調査用事業所番号を付与しております。

調査用事業所番号は5桁の数字で、依頼文の左上及び封筒の宛名シールに記載しています。

間違いを防ぐため、事業所名と調査用事業所番号は、正しくご記入ください。

留意事項3 回答者について

回答は出来る限り管理者がお答えください。管理者の回答が難しい場合は、他の職の方でも結構です。

回答内容について、不明な点は、問合せをさせていただく場合がありますので、記入担当者の氏名、連絡先を必ずご記入ください。

留意事項4 回答に困った場合は

選択項目等で回答に困った場合は、「貴事業所にとって一番近い状態」を選択してください。

実態調査 WEB 回答の手引き

＜WEB 回答 入力前の準備＞

- ① 実態調査票（本冊子 4～14 ページ）に、回答内容を鉛筆等で直接ご記入ください。
- ② 調査用事業所番号 5 桁をご準備ください。



ご入力には途中保存ができません！
事前に回答内容を「調査票」に記入して
ご準備ください。

WEB 入力がスムーズになります。
（入力にかかる時間は約 20 分です）

＜WEB 回答 入力の方法＞

- ① 大阪府訪問看護ステーション協会のホームページにアクセス。（1 ページ参照）
- ② 設問及び回答の画面が現れます。
- ③ 調査用事業所番号を入力してください。
- ④ 以降、回答内容を、順次ご入力ください。
- ⑤ 最後に、自分のメールアドレスを入力し、**送信ボタン**を押せば完了です。

＜送信(内容)の確認方法＞

- ① 正しく送信されると、ご入力いただいたメールアドレスに、回答結果が送られます。
必ずご確認ください。

（後ほど問合せをさせていただく場合があります。送られてきた自動返信による回答結果は印刷し、調査票とともに、保管していただくようお願いいたします。）

- ② 入力を間違えて送信された場合、再度ご回答いただくこともできます。但し全項目のご入力となります。ご了承ください。（最新のご入力いただいた回答を採用させていただきます。）

送信できない場合

1. 入力漏れがある場合には、**送信ボタン**が押せません。記入漏れがないかどうか確認をお願いいたします。
2. アクセスが集中した場合に送信が困難となる場合があります。送信できない場合は、再度時間をおいてお試しください。

＜回答上の注意事項＞

設問 1-1-4)-②:地域区分については、以下を参照し選択してください。

- 【1. 三島】 茨木市・高槻市・三島郡・摂津市
- 【2. 豊能】 豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能郡
- 【3. 北河内】 枚方市・寝屋川市・守口市・門真市・大東市・交野市・四条畷市
- 【4. 中河内】 東大阪市・八尾市・柏原市
- 【5. 大阪市北】 北区・淀川区・東淀川区・旭区・都島区
- 【6. 大阪市西】 福島区・此花区・西淀川区・西区・港区・大正区
- 【7. 大阪市東】 中央区・浪速区・東成区・生野区・天王寺区・城東区・鶴見区
- 【8. 大阪市南】 阿倍野区・住之江区・平野区・東住吉区・住吉区・西成区
- 【9. 堺】 中区・北区・西区・東区・堺区・南区・美原区
- 【10. 南河内】 松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・南河内郡
- 【11. 泉南】 和泉市・泉大津市・高石市・泉北郡・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡

設問Ⅳ-2:特定行為研修受講者について

※[特定行為とは]

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる次の38行為です。

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	・経口用気管チューブ又は経鼻気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	・侵襲的陽圧換気の設定の変更 ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更 ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 ・人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	・気管カニューレの交換
循環器関連	・一時的ペースメーカーの操作及び管理 ・一時的ペースメーカーリードの抜去 ・経皮的心肺補助装置の操作及び管理 ・大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度調整
心嚢ドレーン管理関連	・心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	・低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 ・胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	・腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
ろう孔管理関連	・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 ・膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	・中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	・末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ・創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	・創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	・直接動脈穿刺法による採血 ・橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	・急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ・脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	・インスリン投与量の調整
術後疼痛管理関連	・硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	・持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 ・持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 ・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 ・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 ・持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	・抗けいれん剤の臨時の投与 ・抗精神病薬の臨時の投与 ・抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	・抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

《本調査へのお問合せ》

お問合せ時は、「大阪府訪問看護実態調査について」とお伝えください。

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

TEL 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

ホームページ <https://daihoukan.or.jp/>

★実態調査 2024 のページへのリンクはこちら⇒

